

松江市消防団



# 震災時対応マニュアル

# 目 次

はじめに

## 第1 平常時の対策

- 1 家庭内において . . . . . P 1
- 2 消防団活動において . . . . . P 1
- 3 災害時に即時対応できる知識・技術の習得 . . . . . P 1
- 4 指揮命令システムの確保 . . . . . P 2
- 5 訓練の実施 . . . . . P 2
- 6 長期活動に耐え得る精神力と体力の養成と維持 . . . . . P 3
- 7 非常用品の備蓄等 . . . . . P 3
- 8 地域において . . . . . P 3
- 9 勤務先において . . . . . P 3

## 第2 地震発生時の初動対応

- 1 消防団員の行動原則 . . . . . P 3
- 2 自宅で被災した場合 . . . . . P 4
- 3 勤務先で被災した場合 . . . . . P 5

## 第3 参集について

- 1 参集 . . . . . P 5

## 第4 震災時における初動活動について

- 1 消防団の指揮体制 . . . . . P 7
- 2 震災時における消防活動の留意事項 . . . . . P 7

## 第5 震災活動時における消防団員の安全管理について . . . . . P 8

消防団員の個別行動手順（基本） . . . . . P 9

消防団員の参集フローチャート . . . . . P10

安全確保 10 則 . . . . . P11

消防活動 10 則 . . . . . P12

状況判断 8 則 . . . . . P13

## はじめに

本マニュアルは、平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分に発生した東日本大震災を教訓に、松江市において震災が発生した場合に、**全ての消防団員が『自らの命、家族の命を守る』ことを最優先**とした安全行動を原則とするとともに、平常時の対策や震災発生時には即時に消防活動に携わることができないことを前提に、その状況から判断する行動並びに組織としての活動を地域の実情にあわせた形で明確に示すことにより、消防団員の安全確保と消防力を最大限に発揮させることを目的としたものである。

なお、この「震災時対応マニュアル」は、震災発生直後に消防団員が活動拠点となる機庫等へ参集し、活動を開始するまでの間の行動マニュアル並びに震災への事前の備えを示したもので、以降の活動における安全管理は総務省消防庁による「警防活動時における安全管理マニュアル【改訂版】（平成 23 年 3 月作成）」に基づき活動することとする。

また、今後も関係機関と連携しながら適時マニュアルの適切な見直しを行っていくこととする。

平成 25 年 4 月

松江市消防団

平成 27 年 4 月 一部改訂  
令和 4 年 7 月 一部改正

## 第1 平常時の対策

- 1 家庭内において(松江市「防災ガイドブック」参照)
  - (1) 非常持ち出し品の準備(家庭内・団活動用)
    - 【家庭用】避難時に活用。  
家族3日分の食料・飲料水・応急医薬品・懐中電灯・乾電池・携帯ラジオ・衣類(下着類、タオル等)・洗面用具・ライター・携帯電話用充電器・軍手など。
    - 【団活動用】個人装備品を除く。  
食料・飲料水・応急医薬品・携帯ラジオ・雨具・筆記用具・懐中電灯・笛など。
  - (2) 大型家具(タンス類、冷蔵庫、テレビなど)を固定する。
  - (3) 家屋や家具の耐震診断を実施し、必要に応じて改修、補強をする。
  - (4) 必要に応じ、窓ガラスなどの飛散防止対策をとる。(飛散防止シートの添付)
  - (5) 家の周りの危険を点検する。(プロパンボンベ、塀の固定など)
  - (6) 自宅や周辺の海拔、避難経路を確認する。
  - (7) 家族の所在を確認しておき、非常時の連絡方法、参集場所、避難方法を確認しておく。  
(例)NTT災害伝言ダイヤル(171)の使い方の確認。ソーシャルネットワークの活用の検討。
  - (8) 常に家庭内で、防災についての話し合いを行う。
  - (9) 平素から自主防災組織の活動に家族ぐるみで積極的に参加し、防災意識を高める。
- 2 消防団活動において
  - (1) 有事に備え、団員間で所在確認ができるようにしておく。
  - (2) 常に最新の災害情報が得られるようにしておく。(ラジオ、筆記用具の携帯)
  - (3) 連絡方法を複数確保する。(デジタル無線、携帯電話及びSNS)
  - (4) 団員間で安否確認のための連絡網を整備し、複数の手段を確保しておく。
  - (5) 津波が予測される地域においては、津波到着予定時刻の30分前には消防団が退避する旨、あらかじめ住民に説明し理解を得ておく。
- 3 災害に即時対応できる知識・技術の習得
  - (1) 管轄区域内の地理・水利状況・災害危険箇所を調査し把握しておく。
  - (2) 管轄区域内の避難場所・避難経路の把握と避難経路の迂回路や避難誘導方法の研究及び訓練を実施する。
  - (3) 管轄区域内の避難行動要支援者については、平素より自主防災組織等と連携して実態把握を行い、有事の際に備える。

- (4) 消防用資機材及び救助用資機材の取り扱い訓練を定期的実施する。
- (5) 応急救護、救助方法の研修と訓練を定期的実施する。

#### 4 指揮命令系統の確保

- (1) 幹部は、あらかじめ自己の職の第 2、第 3 代理者を指名し、代理者に対しては、自己の任務等を熟知させ、有事に備える。

#### 【消防団員の階級・役職と職務】

※ 参考：消防組織法第 20 条・松江市消防団の組織等に関する規則

階 級	役 職	職 務
団 長	団 長	団長は、消防団の事務を統括し、消防団員を指揮監督する。
副団長	副団長	副団長は、消防団長を補佐し、消防団長に事故があるとき又は消防団長が欠けたときは、その職務を代理する。
	方面団長	方面団長は、上司の命を受け、方面団の事務を掌理し、所属消防団員を指揮監督する。
	方面副団長	方面副団長は、方面団長を補佐し、方面団長に事故があるとき又は方面団長が欠けたときは、その職務を代理する。
分団長	分団長	分団長は、上司の命を受け、分団の事務を掌理し、所属消防団員を指揮監督する。
副分団長	副分団長	副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。
班長・団員	班長・団員	班長及び団員は、上司の命を受け、分担事務を処理する。

- (2) 情報連絡網の確保

有事の際、消防本部・署及び消防団間の連絡体制を確保するため、松江市防災行政無線、携帯電話及び SNS 等を活用する。

#### 5 訓練の実施

- (1) 機庫ごとに管轄区域の地図を備える。
- (2) 平素から震災対応の図上訓練等を行う。
- (3) 参集状況、被害状況を様々な条件下で想定し、対策を検討する。  
(例) 平日：昼間・夜間 休日：昼間・夜間
- (4) 部隊編成、役割分担、活動計画、消防戦術の確認を行うとともに、それらが常に消防団員の安全対策を考慮したものとなるようにする。
- (5) 常備消防、自主防災組織やその他の関係機関との連携方法等を検討する。
- (6) 活動時の安全対策として危険要素の把握と対策を検討する。
- (7) 避難行動要支援者などへの支援方法を検討する。
- (8) 図上訓練を基に、必要な実動訓練を定期的に行い、災害に備える。

- 6 長期活動に耐え得る精神力と体力の養成と維持
  - (1) 特殊な精神状態(使命感、興奮、疲労)と極度の緊張の中でも冷静沈着に安全管理に基づき活動、指揮命令できる精神力を養う。
  - (2) 平素からの健康管理の徹底と体力の養成、維持に努める。
- 7 非常用品の備蓄等
  - (1) 最低3日間は活動できるよう活動拠点となる機庫又は津波浸水エリアに機庫がある場合は、あらかじめ定められた活動拠点において必要な物資を備蓄しておく。
  - (2) 車両や資機材の維持管理を徹底する。
- 8 地域において
  - (1) 地域の特性について防災マップ等を有効に活用し、実態把握をしておく。
  - (2) 地域の自主防災組織や事業所などの自衛消防隊組織との連携強化を図る。
  - (3) 初期消火や応急救護など、地域の防災意識や知識の普及啓発において、消防団員としてのリーダーシップを発揮する。
- 9 勤務先において
  - (1) 自衛消防隊組織の充実強化に積極的に協力する。
  - (2) 職場内の防災研修や訓練に積極的に参加し、職場内の防災意識の高揚に努める。
  - (3) 勤務先周辺の消防団拠点施設の場所を調べておく。

## 第2 地震発生時の初動対応

- 1 消防団員の行動原則
  - (1) 自己の安全、家族の安全、職場の同僚の安否確認(勤務先の被害)を最優先にし、それらの安全が確保されたならば、あらゆる方法で災害情報を収集しつつあらかじめ指定された活動拠点(機庫等)に参集する。
  - (2) 津波が予測される地域(津波浸水地域)は高台に避難することを原則とし、警報が解除されるまでは参集せず、避難した場所において消防団活動をする。
  - (3) 参集途上に得た情報は確実に分団内で共有するとともに、災害活動上必要な事項は幹部を通じて消防災害対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)へ報告する。

## 2 自宅で被災した場合

### (1) 津波が予測される地域及び津波が河川を遡ってくる地域

ア 落下物等から身を守り、身近で発生した火災を消火する。

イ 揺れがおさまったら、家族の安否確認を行う。

ウ 電気・ガス復旧後の火災発生を考慮し、必ずブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。

エ 家族の安全確保が出来れば、直ちに高台へ避難させる。(同行する)

オ 避難途中、周辺住民への避難を呼びかけるとともに、被害状況の把握に努める。

カ 要救助者を発見した場合、容易に救出できる場合は救出活動を行う。

※津波の第一波が到着するまでに可能であると判断した場合のみ。

キ 避難行動要支援者への支援活動については、平素から計画に基づき自主防災組織と連携し、避難等必要な支援を行う。

ク 津波(大津波)警報発令中は、決して避難場所を離れず、その場で消防団活動にあたる。

ケ 津波(大津波)警報が解除されたら、可能な限り速やかにあらかじめ指定された場所(機庫等)へ参集する。

### (2) 津波が予測されない地域

ア 落下物等から身を守り、身近で発生した火災を消火する。

イ 揺れがおさまったら、家族の安否確認を行う。

ウ 電気・ガス復旧後の火災発生を考慮し、必ずブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。

エ 家族の安全確保が出来れば、付近住民に出火防止を徹底する。

※自主防災組織と協力し、広報活動を行う。

オ 自宅付近で倒壊家屋を発見した場合は、要救助者の有無等必要な事項を確認し、災害対策本部等へ報告する。

カ 要救助者を発見した場合、容易に救出できる場合は救出活動を行う。

救出が困難な場合は、無理をせず安心感を与えるよう呼びかけるとともに災害対策本部等へ連絡し、消防隊の到着を待つ。

キ 火災の発生を確認した場合は速やかに災害対策本部等へ連絡するとともに、初期消火活動にあたる。発生した火災が、自己や自主防災組織等で対応できないと判断した場合は災害対策本部等へ連絡するとともに、付近住民への避難誘導にあたりつつ消防隊の到着を待つ。

### 3 勤務先で被災した場合

#### (1) 津波が予測される地域及び津波が河川を遡ってくる地域

- ア 落下物等から身を守り、身近で発生した火を消火する。
- イ 揺れがおさまったら、社員等の安否確認を行う。
- ウ 電気・ガス復旧後の火災発生を考慮し、必ずブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。
- エ 社員等を高台へ避難させ、途中周辺住民への避難を呼びかけるとともに、被害状況の把握に努める。
- オ 要救助者を発見した場合、容易に救出できる場合は救出活動を行う。  
※津波の第一波が到着するまでに可能であると判断した場合のみ。
- カ 津波(大津波)警報発令中は、決して避難場所を離れず、その場で消防団活動にあたるとともに、家族の安否確認を行う。
- キ 津波(大津波)警報が解除され、勤務先の許可がでたら可能な限り速やかにあらかじめ指定された場所(機庫等)へ参集する。

#### (2) 津波が予測されない地域

- ア 落下物等から身を守り、身近で発生した火を消火する。
- イ 揺れがおさまったら、社員等の安否確認を行う。
- ウ 電気・ガス復旧後の火災発生を考慮し、必ずブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。
- エ 勤務先付近で倒壊家屋を発見した場合は、要救助者の有無等必要な事項を確認し、災害対策本部等へ報告する。
- カ 要救助者を発見した場合、容易に救出できる場合は救出活動を行う。  
救出が困難な場合は、無理をせず安心感を与えるよう呼びかけるとともに災害対策本部等へ連絡し、消防隊の到着を待つ。
- キ 火災の発生を確認した場合は速やかに対策本部へ連絡するとともに、初期消火活動にあたる。発生した火災が、自己や自主防災組織等で対応できないと判断した場合は対策本部へ連絡するとともに、付近住民への避難誘導にあたりつつ消防隊の到着を待つ。

## 第3 参集について

### 1 参集

#### (1) 津波が予測される地域及び津波が河川を遡ってくる地域

全ての消防団員は、原則機庫等への参集は行わず家族とともにあらかじめ指定された避難所へ避難し、その場で消防団活動にあたる。ただし、大津波警報又は津波警報が解除された場合は速やかに機庫等へ参集する。

- (2) 津波が予測されない地域  
 家族の安否確認等必要な措置を講じた後速やかに参集し活動にあたる。
- (3) 参集の方法  
 基本的に地震発生時における参集については、消防本部で出動指令(招集メール等)を発令するが、団員各自がテレビ、ラジオ及び災害状況等で地震を確認、把握し「招集基準」に達したら、あらかじめ定められた場所に自主参集する。  
 参集にあたっては、原則徒歩又は自転車、自動二輪とする。
- (4) 「海面監視」及び「水門等の閉鎖」について  
 東日本大震災を教訓に、消防団は「海面監視」を行わない。  
 また、「松江市水防計画」で水門等操作担当となっている団員についての行動は関係機関と調整し決定する。
- (5) 消防団員の参集区分(津波の到着が予測される地域の団員は原則、参集せず、避難所での消防団活動にあたる)  
 下表に示す参集場所へ参集できない場合は、参集できる機庫等へ参集し、当該参集場所(災害対策本部等)へ連絡する。

【招集基準】

◎ 1号招集

招集体制 震度・津波	該当団員	団員行動
部分招集 震度5弱・津波警報 ※局地的な被害が発生した場合又は発生の恐れがある場合	団長 副団長	消防災害対策本部へ参集
	方面団長 方面副団長	消防本部から招集のあった方面団長又は方面副団長のみ 支所(地区)災害対策本部が設定された場合は管轄内にある災害対策本部へ参集(設定されていないときは、管轄消防署・分署へ参集。)
	分団長以下団員	消防本部から招集のあった分団のみ 機庫へ参集(分団長は、公民館等に地区災害対策本部が設定された場合は、地区災害対策本部に参集する。)

◎ 2号招集

招集体制 震度・津波	該当団員	団員行動
全招集 震度5強・大津波警報 ※市内全域で被害が 発生した場合又は発 生の恐れが著しく大 である場合	団長 副団長	消防災害対策本部へ参集
	方面団長 方面副団長	支所(地区)災害対策本部へ参集
	分団長 以下団員	機庫へ参集 (分団長は、管轄の地区災害対策本部に参 集する。)

#### 第4 震災時における初動活動について

##### 1 消防団の指揮体制

###### (1) 災害対策本部(消防本部災害対策室)

- ア 団長は、災害対策本部にて、消防団の活動を統括指揮する。
- イ 副団長は団長を補佐するとともに、団長に事故があった場合又は欠けた場合はその職務を代行する。

###### (2) 支所災害対策本部及び地区災害対策本部

- ア 方面団長は、支所(地区)災害対策本部で方面団の分団を指揮する。
- イ 方面副団長は方面団長を補佐するとともに、方面団長に事故があった場合又は欠けた場合はその職務を代行する。

###### (3) 分団

- ア 分団長は、方面団長等の指揮を受け、分団の活動を指揮する。
- イ 分団長に事故があった場合又は欠けた場合は、副分団長がその職務を代行する。

##### 2 震災時における消防活動の留意事項

###### (1) 参集後の初動態勢の整備

- ア デジタル無線を開局し消防本部等からの情報収集並びに現場の被害状況把握に努める。
- イ ラジオやSNS等から、常に災害情報を入手する。
- ウ 機庫、車両、資機材の被害状況を把握し、災害対策本部、管轄消防署等に報告する。
- エ 団員の参集状況を把握する。
- オ 参集団員から参集途上での被害状況を聴取する。
- カ 記録担当者を選任し、情報、指示命令及び活動内容について記録する。

キ 出動態勢が整うまでは待機し、無理な行動による二次災害を防止に努める。  
ク 長期又は転戦等が予想されるため、交代要員を含め参集消防団員を常に把握する。

ケ 津波の恐れのある地域は、ライフジャケットを着用する。

(2) 出動準備及び出動

ア 機庫等へ参集した団員は、資機材の点検、整備を行い災害対策本部等からの任務の付与を受け出動する。

イ 出動後は、あらかじめ収集した情報を基に現場までの経路で危険箇所等を十分把握し、安全管理に努める。

(3) 現場活動

ア 指揮者の判断

あらゆる活動において、各階級指揮者は団員の安全確保を最優先とした活動を実施する。

イ 部隊管理

各階級指揮者は、団員を安全に活動させるため、活動環境を十分に把握したうえで危険要素等を周知徹底し、効果的な消防活動の実施に努める。

ウ 情報管理

適正に任務を遂行するために、災害対応に必要な情報の収集・整理・分析を行う。

あらゆる方面からの情報収集方法を確立しておく。

エ 安全管理

安全管理は、任務遂行を前提とする積極的行動対策であると考え、踏みとどまる勇気を持つことも必要である。

(4) 二次災害の防止

ア 津波は第1波、第2波と押し寄せてくることから警報が解除されるまでは、避難先で待機させる。

イ 大規模地震の後には必ず余震があるものと心得、救助活動等屋内進入については特に注意する。

## 第5 震災活動時における消防団員の安全管理について

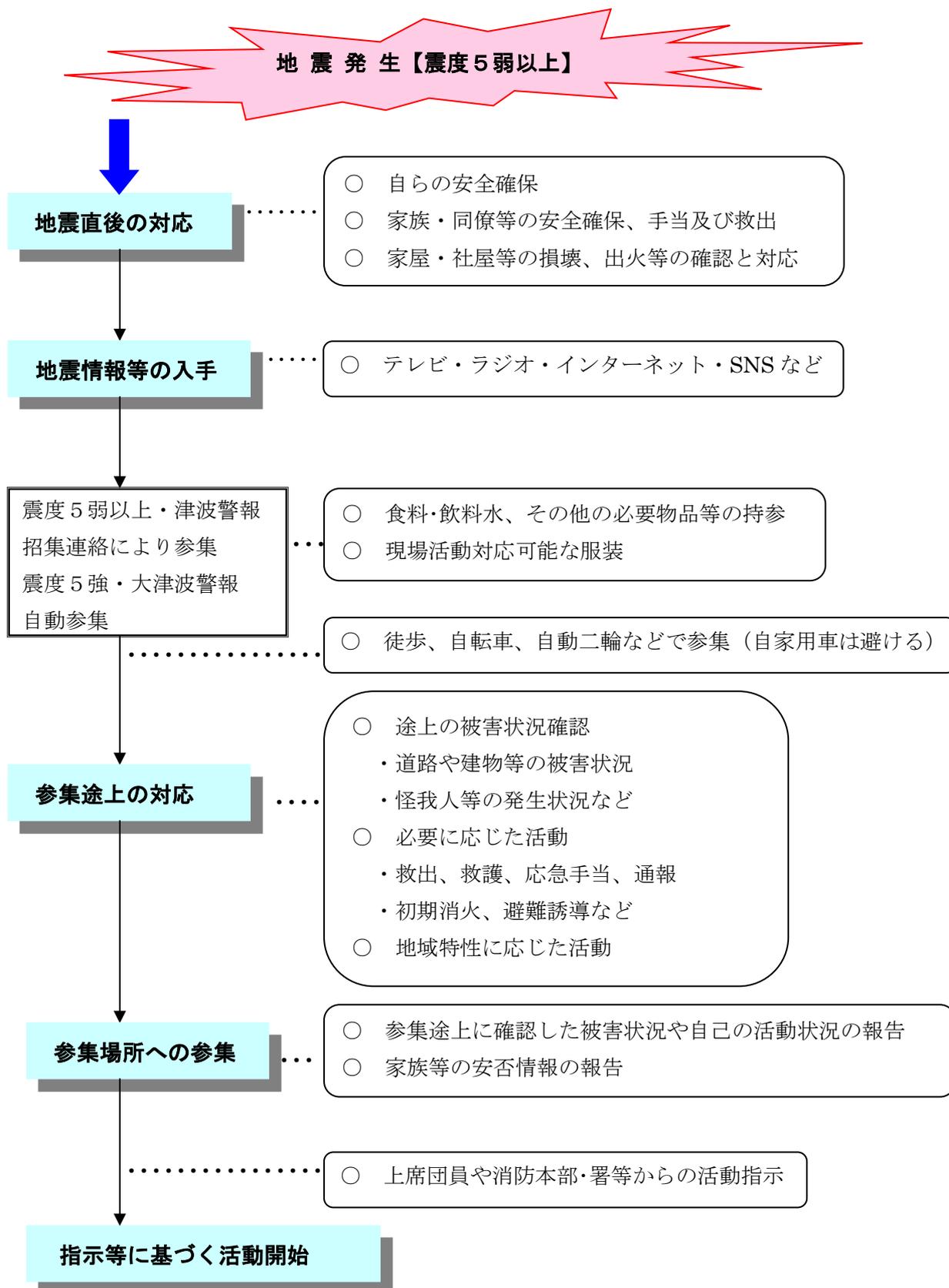
震災活動時における消防団員の安全管理については、このマニュアルに定めるほか総務省消防庁作成の「警防活動時等における安全管理マニュアル」に基づき、災害対応にあたる消防団員の生命を守ることを最優先とした活動を行うものとする。

### ※ 参考資料

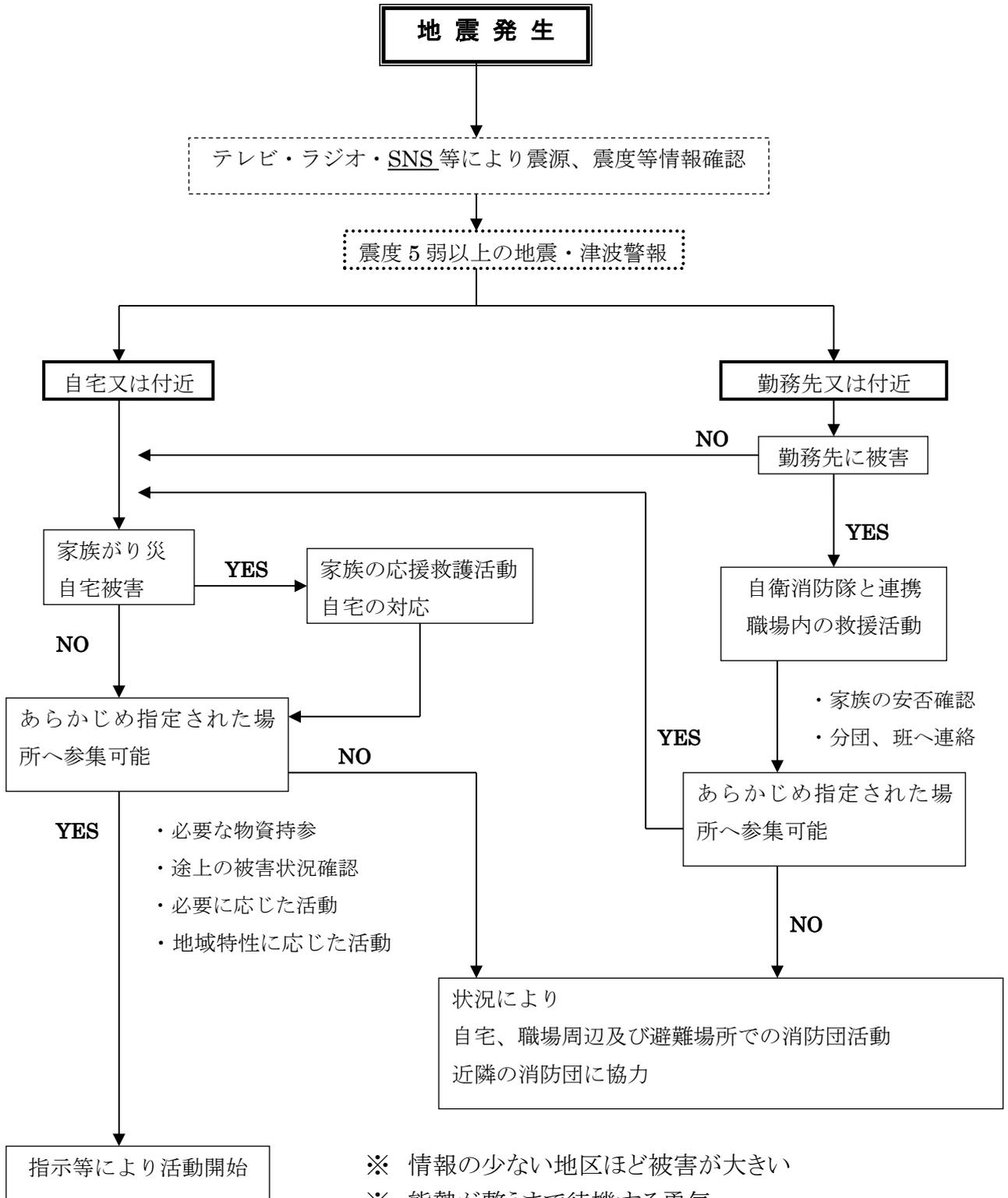
(1) 松江市消防本部「震災警防活動要綱」

(2) 総務省消防庁「警防活動時等における安全管理マニュアル」

## 《消防団員の個別行動手順（基本）》



## 《消防団員の参集フローチャート》



## 安全確保 10 則

- 1 安全管理は、任務遂行を前提とする積極的行動対策である。
- 2 災害現場は、常に危険性が潜在する。安易に慣れることなく危険に対する警戒心を緩めるな。
- 3 部隊及び隊員が指揮者の掌握から離脱することは、重大事故につながる。独断的行動を慎み積極的に掌握下に入れ。
- 4 危険に関する情報は、現場の全隊員に迅速に徹底せよ。危険を察知した者は、直ちに指揮本部に報告し、緊急の場合は周囲に知らせて危害を防止せよ。
- 5 興奮、狼狽は事故の土壌になる。どんな活動環境下においても冷静さを失うな。
- 6 機械、装置に対する知識の欠如は事故を誘引する。各種資機材の機能、性能限界を明確にし、安全操作に熟知せよ。指揮者はさらに隊員の性格、その時の状態把握に努める。
- 7 安全確保の基本は、自己防衛である。自己の安全はまず自身が確保せよ。
- 8 安全確保の第一歩は、防火着装に始まる。安全な着装を心がけよ。
- 9 安全確保の前提は、強靱な気力、体力にある。平素から激動に耐える気力、体力と体調を持続せよ。
- 10 事故事例は、かけがえのない教訓である。内容を詳細に把握し行動指針として活かせ。

### ※ 安全管理の ABC

- A・・・あたりまえのことを
- B・・・ぼんやりせず
- C・・・ちゃんとする

## 消 防 活 動 10 則

- 1 人命の検索救助活動を最優先とする。
- 2 消火活動は、周囲建物への延焼阻止に主眼をおく。
- 3 先着隊は、直近の水利に部署、後着隊の活動障害にならないように停車する。
- 4 拡大火災の筒先配備は、背面、側面とし、進入階は2階、1階の順とし、屋内進入を原則とする。
- 5 初期の小規模火災は正面より攻撃し、一挙鎮滅をはかる。
- 6 延焼阻止点は、内壁、小屋裏区画、廊下、階段口とする。
- 7 街区内の拡大火災は、風下側及び延焼危険大の方向に筒先を配備する。
- 8 火災認知の有無に関わらず、水利部署する。
- 9 延焼建物に耐火構造建物が面している場合は、迅速に耐火構造に警戒筒先を配備する。
- 10 梯子、破壊器具の積極的活用をはかる。

## 状 況 判 断 8 則

- 1 情報は重視せよ。ただし過信はするな。
- 2 現示された状況を冷静によめ。変化の兆候を見逃すな。
- 3 状況の推移は、危険側をとれ。安易に楽観するな。
- 4 一局面にとらわれるな。俯瞰的（ふかんてき）視野にたて。
- 5 選択肢を多く持て。それが指揮者の財産である。
- 6 安全を賭けるな。安全は消防活動の基礎である。
- 7 最善を望んで迷うな。判断を下さないという最悪事態だけは回避せよ。
- 8 状況を圧倒する消防力を用意せよ。現場は力の対決である。